

アナフィラキシーに対する自己注射が可能なエピネフリン製剤 使用に関するプロトコル

1 対象

自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペン[®]）の処方を受け、所持している傷病者。

2 適応

以下の①～④の項目をすべて満たしていること。ただし、項目②～③の症状は、各項目で一つ以上の症状を認めること。

- ① 自己注射が不可能な場合。（注１）
- ② 皮膚症状：全身性掻痒、赤斑、蕁麻疹、血管浮腫
- ③ 呼吸器症状：明らかな鼻閉、喉頭・咽頭の掻痒感/絞やく感、嘔声、犬吠様咳嗽、嚥下困難、呼吸困難、喘鳴、チアノーゼ、呼吸停止
- ④ 循環器症状：血圧低下（注２）

注１：当該傷病者が、エピペン[®]を使用しないと判断した後に、症状が増悪し自己注射が不可能となった場合も含める。

注２：通常の血圧より軽度低い場合も含める。

3 使用可能者

秋田県MC協議会等が実施する「エピペン講習※」を受講した救急救命士。

4 エピペン[®]の使用時の確認事項

- (1) 通常の救急活動と同様に、反応（意識）、呼吸、循環の観察と適切な処置を行う。
- (2) 判断に迷った場合には、必要に応じて on line MC を活用する。
- (3) エピペン[®]を使用した場合は、使用状況や使用後の容態等について、搬送先医療機関の医師等に確実に報告する。

※ 毎年の救急救命士国家試験発表後、秋田赤十字病院救命救急センターにおいて速やかにエピペン講習会を開催する。